

受講者等に係る新型コロナウイルス感染症等発生対応要領（抜粋版）

令和2年2月10日制定

令和2年2月13日改正

令和2年2月18日改正

令和2年3月4日改正

令和2年3月31日改正

令和2年5月13日改正

令和2年6月16日改正

1 目的

全国市町村国際文化研修所（以下、「J I A M」という。）の機能の維持及び受講者及び出講講師の健康確保等のため、新型コロナウイルス感染症等の感染予防の徹底と拡大防止を図る。

2 受講者の入寮時の対応

(1) 受付において、受講者全員に、チラシ「新型コロナウイルス感染症等の予防のために」（別紙1）を配布し、注意を促す。

(2) 入寮オリエンテーションの際に、研修中のマスクの常時着用、毎朝の体温チェック、「3密」（密接・密集・密閉）の回避、手洗い、手指のアルコール消毒、うがいの励行や、体調不良の際には速やかに申し出るよう説明する。

(3) 体調の不調（発熱、咳等の風邪症状等）を申し出た受講者については、「3 体調を崩した受講者への対応」により対応する。

3 体調を崩した受講者への対応

本人から発熱等の申し出（職員による状況把握も必要）があった場合には、総務局の職員が健康管理室に案内し、体温を測定する。夜間は、管理室で体温計を貸し出し、自室で検温させる。

①昼間の場合

(1) 次の症状のいずれかに該当する場合、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従う。（これらに該当しない場合の相談も可能）

ア) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ) 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。妊婦の方も念のためこの中に含む。

り) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。)

※「帰国者・接触者相談センター」(24時間対応)

・ 大津市保健所 077-526-5411 (平日 8:40~20:00)
080-2409-1856

(平日夜間 20:00~翌朝 8:40、土・日・祝日 24時間)

・ 滋賀県庁 077-528-3621

帰国者・接触者相談センターから紹介された医療機関等への搬送は、保健所等の指示に従うこととする。

(2) (1)以外で体調不良の場合は、本人の状況により、医療機関での受診又は自宅での休養を勧める。

なお、本人が新型コロナウイルス感染症への感染不安を訴える場合は、「一般電話相談窓口」にて相談できることを案内する。(相談は本人が行う。)この場合において、定期的に検温するよう求める。また、発熱が認められる場合や、咳、くしゃみの症状がある場合には、必ずマスクを着用させる。

※「一般電話相談窓口」(勤務時間内対応)

・ 大津市保健所 077-522-7228
・ 滋賀県庁相談センター 077-528-3637

②夜間・休日の場合

3①(1)に掲げるような症状がある場合、管理室は総務課長に連絡を入れ、総務課長は緊急連絡網により関係職員に連絡する。

総務局の職員は出勤して、昼間と同様の対応を行う。

なお、管理室職員又は出勤した総務局の職員は、症状が重篤な場合等、状況によっては救急車を依頼する。

4 受講者が発症した場合の措置

3により受講者への対応を行い、受診の結果、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医療機関の指示の内容により次のとおりに対応する。

なお、別途、大津市保健所又は滋賀県庁の指導がある場合には、その指示に従うものとする。

(1) 入院が必要と診断された場合

指示どおりに対応する。

(2) 自宅療養と判断された場合

○原則として、退寮（帰宅）させる。（公共交通機関を利用（マスク着用））
ただし、移送の可否については医療機関等の指示に従う。

(3) 他の受講者等への対応

当該研修及び同時期に行われている研修の中止または継続については、保健所等の指導に従う。なお、継続する場合は、次のとおりとする。

- 感染者が確認された場合、受講者等に対して、適宜、情報を提供する。
- 当該研修受講者に「健康記録表（様式2）」を配布し、各自記録するよう依頼する。
- 当該研修受講者に、不要不急の外出の自粛を求める。また、他の研修受講者についても、できるだけ外出を控えるよう要請する。
- その他体調管理の徹底を図り、不安がある場合にはすぐに職員に申し出るよう指示・連絡する。

(4) 検温等の実施

当該研修受講者の朝・夕の検温は以下のタイミングで行うとともに、その結果を「健康記録票」（様式2）に各自記録させる。

朝：1時限目（又は2時限目）開始前に検温を実施し、同時に自覚症状の有無についてチェックさせる。

夕：5時限目終了後、検温及び自覚症状の有無をチェックさせる。

5 閉講時の対応

全ての研修について、閉講の際に、研修担当者は受講者に対して、「万一、退寮（帰宅）後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、J I AM総務局あて連絡をいただきたい」旨、及び当該連絡があった場合には、「個人情報に留意しつつ、J I AMがその旨を他の受講者に連絡し、注意を促す」ことを伝える。

6 当所における研修の実施及び施設の管理運営の対策

「新型コロナウイルス感染症予防のための対策について」（別紙2）を参照。

7 出講講師への対応

出講講師については、2から5に定める受講者への対応等に準じて対応することとする。

附 則

この要領は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月16日から施行する。

健康記録票

研修名:

氏名:

団体名:

宿泊室番号:

最終接触より	日付	体温(°C)	自覚症状の状況		備考
			無	症状有り: 咽頭痛・咳・鼻汁・鼻閉・下痢・嘔吐・腹痛等	
0日 (最終接触日)	/	朝:			
		夕:			
1日	/	朝:			
		夕:			
2日	/	朝:			
		夕:			
3日	/	朝:			
		夕:			
4日	/	朝:			
		夕:			
5日	/	朝:			
		夕:			
6日	/	朝:			
		夕:			
7日	/	朝:			
		夕:			

※この記録票は退所時に提出してください。